

1.	当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には当該会員を退会させることができるものとします。
1-1.	第11条に定める禁止行為を行った場合
1-2.	当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて利用すること。
1-3.	アーティストその他の第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。
1-4.	アーティストその他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。
2.	会員特典により得られたチケットの優先予約権、チケット、グッズその他会員としての資格に基づき有する物品または権利を、インターネットオークションにより第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更すること、または質権の設定その他の担保に供すること。